



環廃産発第 1306064 号  
平成 25 年 6 月 6 日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



### 廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）について

産業廃棄物行政の推進については格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、環境省では、排出事業者が処理業者に対して産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の適切な提供に資するため、平成18年に「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を策定し、その活用を呼びかけてまいりました。

今般、昨年5月の利根川水系における取水障害事案の発生を受け、廃棄物情報の伝達について、さらなる具体化及び明確化を図るため、廃棄物データシート(WDS)の記載内容を見直す等、別添のとおりガイドライン第2版として改訂を行いましたので、お知らせします。環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>)にも掲載しております。

貴職におかれましては、各都道府県産業廃棄物協会及びその協会員である産業廃棄物処理業者に対し、本ガイドラインを周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、各都道府県・政令市に対しては、排出事業者、処理業者等の関係者に広く周知し、廃棄物情報の適正な提供について指導の徹底を図るよう、別添のとおり通知していることを申し添えます。